

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成 31 年度に実施する理学部、工学部の組織改編に向けて、両学部のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについて、組織改編の理念に適應した改定を行うとともに、カリキュラムの改革を行う。【1】

・【1】前年度に検討した理学部及び工学部の組織再編案に基づき、その理念及び教育目標に沿ったディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定する。【66-1】再掲)

2) クォーター制導入にあわせて平成 28 年度から開始する共通教育の新カリキュラムにおいて、初年次教育や教養科目、基礎科目の実施状況並びに学生の学習効果を、学生アンケートや成績評価等の分析により精査し、共通教育の教育理念に掲げる「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善を推進する。【2】

・【2】クォーター制による新カリキュラムを 2 年次生に開講するとともに、授業アンケートを 2 年次生にも拡大して実施及び集計を行う。

3) 学生の学修効果を高めるためのクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発し実施するとともに、組織的な調査により、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得率を 90%以上、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を 80%以上にする。【3】

・【3-1】学内の競争的教育経費の制度を改編し、愛媛大学教育改革促進事業（愛大教育改革 GP）としてクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発する取組を組織的に支援する。

・【3-2】「データから考える愛大授業改善 Vol. 03」や「教育企画室 IR レポート」を発行し、学内外の優良事例に関して情報を学内共有する。

・【3-3】地域志向キャリア形成センターを中心に、学生の就職先である県内企業へのアンケートの結果を分析し、卒業生を好評価する企業担当者の割合を把握する。さらに、質問項目の完成及び評価法の確立を目指した検討・試行を行う。

4) 四国地区 5 国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いた e-Learning で共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に 50 科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【4】

・【4】愛媛大学の特徴ある教育・研究分野の中から、質の高い教養科目を 5 科目選定し、e-Learning 科目として開講する。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成 28 年度改組の農学研究科に 6 年一貫教育コースを開設して学部教育との接続を強化するとともに、平成 32 年度までに改編予定の他研究科において、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再検討し、カリキュラムの改革を行う。【5】

・【5】前年度に設置した大学院改革検討ワーキンググループにおいて、地域のニーズや現状分析に基づき、改組する研究科の具体的な組織再編案を策定し、その理念及び教育目標を定める。【62】【66-2】再掲)

2) 博士課程では、先端研究を担う人材あるいは高度な専門的職業人を育成するため、学修プロセスごとの評価ツールを用いて、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検し、成績評価や学位授与の厳格化も含んだ改善を行う。【6】

・【6】各研究科において、全学的な大学院組織の改組の方向性を見据えつつ、前年度に明らかにした博士課程におけるコースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方の問題点や課題に対して、その実施体制や成績評価及び学位授与の基準について検討する。

(3) 教育・学習成果の可視化と評価に関する目標を達成するための措置

学士課程と大学院課程の双方において、学生の学習成果を可視化するツールを開発して教学 IR (Institutional Research) によるデータ解析を行い、その評価結果を全学的に共有する。【7】

- ・【7】 全学的に学士課程と大学院課程の双方に関するアンケート調査を行い、特に「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得について、学士課程と修士課程での学習成果を比較・分析する。

(4) 教員の教育力向上に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点として平成 31 年度まで認定済）を中心に、テニユア・トラック制度のための PD (Professional Development) プログラムを含む学内 FD (Faculty Development) 講習を更に高度化するとともに、本学が独自に開発している FD・SD (Staff Development) 講習について、本学教職員の受講者数を第 3 期中期目標期間中に延べ 13,000 人以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）【8】

- ・【8-1】 本学独自のテニユア・トラック制度の見直しを行い、新たなテニユア教員育成制度を構築する。
- ・【8-2】 テニユア・トラック修了者（テニユア職移行教員）へのアンケートの結果等を基に、研修プログラムの改善及び新規 FD プログラムの開発を行い、学内 FD/SD プログラムの受講者数を前年度からの累計で 4,000 人以上とする。

2) 教育の質の向上のため、教育コーディネーターを中心にした各部局の教職員との連携を図りながらカリキュラム改善に向けた FD を実施する。【9】

- ・【9】 前年度に引き続き、入試改革をテーマとする教育コーディネーター研修会を年間 4 回以上開催し、平成 32 年度から実施される新入試に対応するための、実践的な全学 FD 活動を行う。

3) 教職員能力開発拠点や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）を通して、第 3 期中期目標期間中に延べ 150 校以上に研修講師を派遣するなど、本学で培った人材育成のノウハウを全国に発信するとともに、FD・SD・教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成するため、全国の高等教育機関の教職員を対象として学外で毎年 2 回の養成講座を開催し、学内外で延べ 300 人以上の修了者を輩出する。【10】

- ・【10】 教職員能力開発拠点として、全国の大学等で実施される教職員能力開発研修に講師を 30 校に派遣する。また、FD および SD を専門的に担当する実践的指導者を育成するプログラムを愛媛ならびに東京で開催し、合計 50 人以上の修了者を輩出する。

(5) 学習支援・学生支援の充実にに関する目標を達成するための措置

1) 学習環境と学習状況の分析結果に基づき、学生が主体的・能動的に学ぶための教育環境（アクティブラーニング・ルーム等）を整備する。【11】

- ・【11】 学生の主体的・能動的な学びを支援する学習環境について、各学部等における現状と稼働状況を調査し、その結果を教育学生支援会議や教育研究評議会において全学的に情報を共有する。

2) 学生が自らの志向性にあわせて学びをデザインできるように、課外研修・留学に関する説明会や事前・事後指導の改善、愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア（SCV）や愛媛大学リーダーズ・スクール（ELS）への支援強化等を通じて、留学支援やボランティア活動支援、広義のキャリア教育を含む「準正課教育」を充実させる。【12】

- ・【12-1】 「大学間連携共同教育推進事業（UNGL）」で開発した研修プログラムを連携校と協働して自立的に実施するとともに、当該研修から得られた知見やデータに基づき、ELS 関連の講義内容を見直す。
- ・【12-2】 SCV を核とし、地域の企業等と連携した準正課教育プログラムを開発・実施する。

3) 学生が様々な正課外活動をキャンパスの内外において行うことができるように、ソフト面（事故防止やハラスメント防止のためのサークル研修の充実や、評価に基づく公正な予算配分制度の確立）とハード面（運動場整備やサークルボックス等の改修）で支援する。【13】

- ・【13-1】 「学生団体自己評価表」を見直し、評価に基づく予算配分制度を改善する。
- ・【13-2】 本学の学生がこれまで培ってきた専門的知識を社会に還元するとともに、より実践的な教育の場として、教育学部及び社会共創学部を中心に全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」のサポートボランティア 50 人を結成し、参加する。

4) シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニバーサルデザイン、障害者差別解消法への対応（障がい学生の個々のニーズに合わせた支援）等、学生の多様性に配慮した学習支援措置をとる。【14】

- ・【14-1】英文化について前年度に優先順位が高いと判断された教育関連文書(学内施設の利用案内、外国人教員のための手続きに関する文書等を含む)の英訳を実施する。また、全学共通科目の映像教材への字幕挿入を引き続き行う。
- ・【14-2】障がいを理由とする差別の解消等に対して教職員に求められる責務・役割について理解させるための内容を新任教職員研修等に盛り込むなど、構成員の理解を深める取組を実施する。

(6) 入学者選抜方法の高度化に関する目標を達成するための措置

1) 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】

- ・【15】学部入試（一般・A0・推薦）を全面的にインターネット出願に移行するとともに、志願者に対して、「進学支援サイト」（活動歴等を累積的に記録できるオンライン上の個人ページ）の利用を促し、活動報告書や志望理由書等の出願書類のオンライン入力を推進する。

2) 附属高校等のスーパーグローバルハイスクール(SGH)・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)採択校をモデル校として、「課題研究」の高度化を図り、その入試への活用を通じて実効性のある高大接続事業を推進する。【16】

- ・【16】前年度に作成した評価基準により、ルーブリック評価を附属高校と松山東高校の「課題研究」を対象に本格実施する。また、ルーブリック評価尺度を他校にも提供し、広く「課題研究」に対するルーブリック評価の普及を図るための必要な改定を行い、活用方法の例示を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

1) 本学の強みである、地球深部ダイナミクス研究センター(GRC)、沿岸環境科学研究センター、プロテオサイエンスセンターにおける研究活動を充実させ、全国的な共同研究拠点となるための重点的な支援を行い、先端研究センターにおいては、第2期中期目標期間後半より共同研究数、研究分野で定評のあるハイインパクトジャーナルへの掲載数を10%以上増加させるとともに、プロテオ創薬研究分野では、研究推進の鍵となるヒトタンパク質の全数合成を達成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【17】

- ・【17-1】学長、機構長およびセンター長の裁量的経費による研究費の一部傾斜配分を継続して行う。共同利用・共同研究拠点においては、拠点活動及び先端研究プロジェクトの取り纏めをもとに大型研究費獲得を支援し、新たな国際・学際的研究を推進する。また、共同研究数、ハイインパクトジャーナルへの掲載数を第2期中期目標期間後半より4%程度増とする。
- ・【17-2】プロテオサイエンスセンターにおいて、約4,000種のヒト遺伝子クローンを取得もしくは人工合成(2,000種類)を完備して全タンパク質包含を目指したヒトプロテインアレイの合成と合成率の評価を行い、既存薬を対象に、高度化タンパク質相互作用解析システムを用いた、薬剤標的ならびに想定外の結合タンパク質のスクリーニングに着手する。

2) 高圧関連分野での新しい機能性物質の創成と応用に取り組むことを目的に、GRC・理学部・工学部の高圧関連分野の教員の連携により、10人以上の人員を集積させた超高圧新物質創成分野を組織化する。(戦略性が高く意欲的な計画)【18】

- ・【18】学内関連研究者の集積や超高圧材料科学RUとの連携を強化し、研究を推進するとともに成果取り纏めを行う。また、超高圧合成部門拡充に向けて学術担当理事のもとにワーキンググループを立ち上げ、超高圧科学研究者の組織化を開始し、平成28年度の人員集積に加え、さらに1人以上を集積する。

3) 新たな先端研究、地域におけるイノベーションの創出、文理融合型学際研究、基礎研究を応用に導く橋渡し研究、地域社会と協働して取り組む研究等を推進するため、バイオイメージングやプラズマ応用等の組織横断的研究グループを育成するとともに、第3期中期目標期間中に10以上の新規基盤的研究拠点(リサーチユニット)を立ち上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)【19】

- ・【19】新規発足RUおよび継続RUに対して研究活性化事業による経費支援を行うとともに、新規RUの募集を行い、年度内に次年度発足RUを2件程度認定する。また、3年の認定期間を終了す

る RU の事後評価を行い、次年度の継続、廃止等について決定する。

(2) 研究力の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学術支援センターに設備サポートセンター機能を付与し、設備・機器を効率的に学内共同利用できるシステムを構築するとともに、所属する教職員の研究支援能力向上のため、設備・機器の取扱いに関する資格取得や技術習熟のための研修等を実施し、機器の共同利用件数を第2期中期目標期間より30%以上増加させる。【20】

- ・【20】センター保有機器の効率的利用を推進するための講習などの啓蒙に取り組み、オンライン予約率を90%以上とする。機器利用の利便性と利用率の向上を確保するために、共同利用機器のバージョンアップや再配置などを年間3件以上行う。また、機器利用を促進するための利用者向け各種講習会や技術セミナーを年間60回以上開催する。

2) 外部資金獲得実績に対する新たな個人レベル及び組織レベルの優遇制度を整備するとともに、研究コーディネーターによるブラッシュアップ機能を補完するため、研究費申請アドバイザーボード（仮称）の新設など外部資金獲得に向けた支援体制を充実させ、教員一人当たりの科学研究費助成事業、共同研究、受託研究等による外部資金獲得総数を第2期中期目標期間より3%以上増加させる。【21】

- ・【21-1】外部資金獲得実績に対する組織レベル及び個人レベルのインセンティブ制度を維持し、外部資金への応募実績及び獲得実績に応じた部局及び個人への経費支援を行う。また、前年度新設した研究費申請アドバイザーの更新を行い、研究コーディネーターとともに、研究活性化事業のチャレンジ支援該当者等に対して研究費申請書のブラッシュアップを行う。
- ・【21-2】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を50件以上とする。【30】再掲)

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

(1) 地域創生機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 地（知）の拠点整備事業（COC事業）及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）を推進するため、地域社会と連携した人材育成、地域活性化を目的としたセンターを設置する。また、平成26年度に設置した「地域共創コンソーシアム」（地域のステークホルダーとの協働を目的とし産学官金民で構成）運営のための既存の協議会を再構築するなど体制を整備し、COC事業・COC+事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。【22】

- ・【22】COC・COC+事業を継続するための知識・知見、情報、ノウハウを地域人材育成支援室で蓄積し、「COC人材育成・地域活性化センター」の設置のための検討を開始する。

2) 地域連携ネットワークを充実させるため、県内の自治体・各種団体・企業・他大学との間で、新たに10件以上の連携協定を締結する。（戦略性が高く意欲的な計画）【23】

- ・【23】地域連携ネットワークを充実させるため、連携協定を締結していない愛媛県内の自治体と協定締結に向けた意見交換・調査等を行うとともに、自治体・各種団体・企業・他大学との間で連携協定を2件程度締結する。

(2) 地域志向型人材育成に向けた教育組織の新設とカリキュラム等の展開に関する目標を達成するための措置

1) 新設する「社会共創学部」を中心として、地域の様々なステークホルダーとともに協働しながら、地域を教育の場としたフィールドワーク、インターンシップを含む科目・プログラムを第3期中期目標期間末までに年間100以上開講するなど、地域課題の解決につながる教育を実施するとともに、愛媛県内への就職率を第3期中期目標期間末までに50%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）【24】

- ・【24-1】地域を教育の場としたフィールドワーク・インターンシップを含む科目・プログラムを全学で65以上開講する。
- ・【24-2】キャリア形成ハンドブックの活用やキャリアアドバイザー機能の充実による個別就職支援の強化など、初年次から就職活動終了まで多様な就職支援を行う。

2) 地域の活性化、地域イノベーションを創出する人材を育成するため、自治体・企業・教育界・NPO等との連携を強化して、平成28年度より地域に対する理解と関心を涵養する授業「えひめ学」(共通教育全学必修科目)を改編するとともに、地域で働く意欲を涵養する授業「地域志向型キャリア形成科目(仮称)」を新設するなど、地域志向型カリキュラムの整備・充実を行う。
【25】

- ・【25-1】「愛媛県内就職・定住促進」教育プログラムとして、共通教育において必修科目「愛媛学」「社会力入門」及び選択科目「高年次教養科目」を、また専門教育において選択科目「キャリア形成セミナーに関する科目」「インターンシップ」を開講する。
- ・【25-2】各学部の専門性や特徴を生かした「キャリア形成に関する科目」に対して、引き続き愛大教育改革GPによって支援する。

3) 地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有し、地域活性化のリーダーになれる人材である「地域専門人材」を育成するため、第2期中期目標期間に引き続いてリカレント教育プログラムを開講し、第3期中期目標期間中に1,200人以上の受講生を輩出する。【26】

- ・【26】地域専門人材を育成するため、「社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)養成講座」「社会共創クリエイター育成プログラム」「植物工場人材育成プログラム」「地域創生クリエイター育成プログラム(仮称,新規)」などのリカレント教育プログラムを開講し、年間150名以上の受講者を輩出する。

4) 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系職員養成プログラムを拡充し、第3期中期目標期間中に150人以上の受講者を輩出する。【27】

- ・【27】既存プログラムの実施・展開方法の検討結果を踏まえ、教職員の地域志向涵養プログラムのフレームワークを作成する。また、そのフレームワークに従った研修(PDプログラム含む)、公開講座等の受講を促し、累計で30人以上の受講者を輩出する。

5) 地域医療に貢献する医師、看護師、保健師を目指す学生のモチベーションを高めるため、県内の主要病院や保健所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションにおいて、実地臨床に近いレベルの実習期間を延長し、教育カリキュラムを充実させる。【28】

- ・【28】地域医療に関連する実習期間の延長を検討するとともに、看護学における地域密着型の臨床実習方法について、実習協力施設との連絡会議での議論を踏まえ検討する。

(3) 地域・社会の課題の解決に資する研究の推進及び人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 地域密着型研究センター(南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、植物工場研究センター等)において、教員、学生が協同した研究を行うことにより、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を育成・輩出する。また、本学が地域に密着した中核機能を発揮する市町を増加させるため、サテライト機能を持った新たな地域密着型研究センターを3件以上設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【29】

- ・【29】地域密着型研究センターを中心に、地域・社会の課題解決や地域の活性化に資する活動を、地域と教員と学生が協同して行い、人材を輩出する。また、新たな地域密着型研究センターの設置のための検討を開始する。

2) 愛媛県内における共同研究・受託研究等の年平均実施数を第2期中期目標期間中の年平均実施数よりも10件以上増加させる。【30】

- ・【30】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を50件以上とする。(【21-2】再掲)

(4) 地域・社会の課題の解決と産業イノベーションにつながる産学官連携活動に関する目標を達成するための措置

1) 地域のニーズと学内シーズをマッチングさせ、地域と連携した研究数を総計240件以上とするとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を12件以上創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)【31】

- ・【31】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業のニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における地域と連携した研究の実施数を30件以上とする。それとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を1件創出する。

2) 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動(Proof Of Concept等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【32】

- ・【32】平成30年度以降の四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業の自立化に向けて、同事業終了後の四国地区5国立大学連携による新たな産学連携推進体制の合意形成を図るとともに、技術移転事業の共同実施、海外の技術移転機関との連携等四国地区5国立大学連携による産学連携事業を推進する。

(5) 教育研究成果の地域還元に関する目標を達成するための措置

1) 地元企業に対する技術開発を積極的に支援するとともに、地域課題解決等に向けた政策立案を支援するため、連携自治体の委員会、協議会等へ積極的に参画する。【33】

- ・【33-1】企業ニーズの把握とその解決のための研究者マッチングを行うなど、地元企業に対する技術開発を積極的に支援する。
- ・【33-2】連携協定の実質化を図るため、自治体のまち・ひと・しごと総合戦略の推進委員会、協議会等に参画し、地域課題解決等に向けた政策推進を支援する。

2) 図書館やミュージアム、COCサテライトオフィス等の学内外施設を活用して、シンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を毎年100回以上主催し、教育研究成果を地域に発信する。【34】

- ・【34】多様なテーマのシンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を年間100回以上開催し、本学の教育研究成果を広く発信する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 国際的な大学間連携の推進に関する目標を達成するための措置

1) アジア・アフリカ拠点国等とのサテライト機能を活用するとともに、日本・インドネシア6大学協働事業(SUIJI: Six University Initiative Japan Indonesia)による教育研究連携を発展させる。【35】

- ・【35】日本・インドネシア6大学協働事業の実績を踏まえ、プログラムの制度改革を通じて事業の自立化を図るとともに、モザンビーク・サテライトに教員を派遣することで、大学間の連携を推進する。

2) 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスラーニング・プログラム(海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習)やインターンシップ等を促進する。【36】

- ・【36】日本・インドネシア6大学協働事業で蓄積した経験を活かし、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスラーニング・プログラムやインターンシップ等へ適用させる。

(2) グローバル化に対応した人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 留学生受入プログラム等の充実により、留学生数(長期・短期)を第2期中期目標期間より30%以上増加させるとともに、企業ネットワークを活用し、留学生の就職支援教育を充実させる。【37】

- ・【37】行政機関、経済団体及び企業と連携し、留学生の受入及び「ビジネス日本語」「インターンシップ」等就職を促進させるプログラムを充実させる。

2) 日本人学生派遣プログラムの充実及び奨学金制度等の活用により、日本人学生の海外派遣者数(長期・短期)を第2期中期目標期間より50%以上増加させる。【38】

- ・【38-1】新設した学生海外派遣プログラムにより、短期及び長期派遣学生への財政的支援を行う。
- ・【38-2】海外渡航中の学生の安全管理を向上させるため、「海外渡航安全管理キット」を見直すとともに、海外留学に係る危機管理セミナーを開催する。【78】再掲

- 3) 外国人教員等(外国籍教員・外国の大学で学位を取得した日本人教員・外国での教育研究経験のある日本人教員)の割合を全教員の10%以上にする。【39】
- ・【39】前年度見直しを行った教職員国際化支援プログラムに基づく外国派遣研究員制度により、6人以上の教員を派遣する。

(3) グローバル化に対応した体制の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 職員の語学力を含む国際業務対応能力を向上させるため、SDプログラム等を活用し、毎年2人以上の職員を海外へ派遣する。【40】
- ・【40】前年度見直しを行った教職員国際化支援プログラムに基づく事務系職員海外派遣制度により、学術交流協定校等に2人以上の職員を派遣する。
- 2) キャンパス環境の国際化のため、修学・就業に関する学内情報の英文化を進めるとともに、教育・観光等、地域事業への留学生の派遣・連携を通して、地域の国際化に貢献する。【41】
- ・【41】広報課及び各学部等と連携し、英語版ウェブサイト等の整備を、全ての学部・研究科で進めるとともに、地域の国際化推進事業に留学生を派遣する。

5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の質の向上、地域貢献に関する目標を達成するための措置

- 1) 特定機能病院として、移植関連医療やロボット手術、光学及び画像医療等の先端医療、高度医療に関わる検査及び手術機器等の設備並びに高度先進技術を導入し、高度急性期医療機能を強化する。【42】
- ・【42】移植関連医療を推進し、円滑な移植治療の導入と症例数の増加を図るとともに、広範囲検出器CTや3T-MRI等の最新画像診断機器の導入を行い3D画像診断に加えて機能画像診断(4D)を推進する。また、内視鏡などの光学医療機器及びデバイス、先端的な超音波機器を導入し、検査精度の向上を図る。
- 2) 全国に先駆けて設置した総合診療サポートセンターの機能を最大限に活用し、愛媛県地域保健医療計画に基づく、5疾病6事業や地域包括ケアシステム等の拡充に向けた取組を、愛媛県や愛媛県医師会等と連携して支援する。【43】
- ・【43-1】総合診療サポートセンターを中心として、地域の患者がかかりつけ医を持つことを推進するとともに地域連携病院との円滑な診療連携を図る。また、地域医療機関とのネットワークの現状及びICT(Information and Communication Technology)を含めた連携、院内実績等について取組をまとめ可視化する。
 - ・【43-2】5疾病6事業の中でも、特に、地域がん診療連携拠点病院としての役割強化に努めるとともに、がん連携パスの活用を多職種で推進する。
- 3) 愛媛県の救急医療体制を強化するため、広域搬送手段としての愛媛県ドクターヘリ事業を、県立病院群とともに支援する。【44】
- ・【44】新設の救急航空医療学講座と、救急医学講座が連携して、ドクターヘリ事業を行うとともに、愛媛県における救急医療の高度化と持続的な人材確保を目指し、人材育成に取り組む。
- 4) 医療安全管理体制を強化するため、全医療スタッフを対象に医療安全管理教育を年10回以上実施する。【45】
- ・【45-1】院内医薬品安全管理体制や高難度新規医療技術導入にかかる安全管理体制を確立するために、多角的アプローチに基づく医療安全教育を展開する。
 - ・【45-2】医療安全機能の充実を図るため、医療安全管理部に専従医師GRMを選任するとともに、重大インシデントの検討による改善策の提案、実施、及び検証する体制のさらなる強化、院内医薬品安全管理体制及び、高難度新規医療技術導入にかかる安全管理体制を確立する。

(2) 医療人の育成と医学教育に関する目標を達成するための措置

- 1) 総合臨床研修センター、地域医療支援センター及び地域医療関連寄附講座等を通じて、専門医療からプライマリ・ケアまで、幅広いニーズに対応可能な、質の高い医療人を育成する。【46】
- ・【46】質の高い医療人としての幅広い技能を修得させるため、総合臨床研修センター等において、各診療領域の専門研修プログラムを作成する等、専門医の育成や総合的な診療能力を養成する体制の構築・強化を行う。

2) 地域医療を志向する学生の卒前教育及び卒後教育を組織的に推進し、地域への人材派遣を通じて、地域医療を充実させる。【47】

- ・【47-1】県、医師会、地域の医療機関等と連携協力して、地域医療奨学医師等の県内地域医療機関への配置を行うとともに、キャリア形成と地域定着を支援する。
- ・【47-2】初期臨床研修から専門研修を通じて、地域に必要となる各専門分野の幅広い診療能力を修得させる体制を構築する。

(3) 医学研究の推進に関する目標を達成するための措置

先端医療創生センター等を中心として、基礎研究と臨床研究の融合を図り、橋渡し研究を通じて、医療機器の開発や知的財産の獲得に貢献する。【48】

- ・【48-1】前年度に引き続き、新たな橋渡し研究プロジェクトを立ち上げ、医療機器開発に繋がる企業との共同研究・受託研究を行い、産学連携研究を推進する。特に、人工関節開発、イメージング機器開発、iPS細胞、創薬については、医療機器・創薬開発を重点課題として、集中的に企業との共同研究・受託研究を推進する。
- ・【48-2】とうおん健康医療創生事業については、地域企業・事業所との産学官連携研究を開始するとともに、ヘルスケア事業を推進し、東温市及び坊ちゃん劇場とアートセラピーやヘルスツーリズムなど新たな事業を展開する。

(4) 病院の国際化に関する目標を達成するための措置

国立大学附属病院長会議の『将来像実現化計画』に基づき、国際的な人材の育成と医療支援を含む国際人事交流を推進する。【49】

- ・【49-1】前年度に引き続き、韓国の江原大学との相互交流を推進するとともに、韓国の他の大学にも学术交流を拡大する。また、ミャンマーやモンゴルといったアジア諸国との交流事業を積極的に行う。
- ・【49-2】中国の大連医科大学と、卒前・卒後教育も含めた若手医師研究交流を推進する。
- ・【49-3】JICA プロジェクト「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」によるモンゴル初の医療系教育病院への支援を開始する。

(5) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

1) 今後の医療の進展及び制度改革に迅速かつ柔軟に対応するため、病院長を支える幹部人材の育成法、附属病院内のガバナンスや事務組織の機能等について検証し、学長のリーダーシップの下、医師、看護師等の医療スタッフに対する病院長の人事権限を拡充する。【50】

- ・【50】大学附属病院等のガバナンスに関する検討会のとりまとめ（厚生労働省・平成28年12月）を参考に、病院長の資質・能力に関する基準、選考方法を策定する。

2) 病院長のリーダーシップの下、予算を重点的に配分するとともに、手術件数を10%以上増加させる。【51】

- ・【51】病院長のリーダーシップの下、病院長裁量経費を拡充し、重点的な予算配分に取り組み、また、手術枠の弾力的運用を継続して手術室の利用率を維持し、年間手術件数を平成27年度と比較して4%増加させる。

3) 経費節減等に取り組み、一般管理費を3%未満に維持する。【52】

- ・【52-1】光熱水料削減のために組織した節電隊による巡視等を実施し、省エネルギーに対する意識を向上させる。
- ・【52-2】不要物品の学内再利用を推進するとともに、ペーパーレス化を促し、コピー用紙の消費を抑える。

(6) 労働環境に関する目標を達成するための措置

職員の福利厚生の実施、労働環境の改善、ダイバーシティ推進本部との連携による職員の多様な働き方に応じた復職・育児・介護支援や再雇用制度の活用により、優秀な人材を確保する。【53】

- ・【53-1】多職種で構成する常置の委員会を設置することにより、医療従事者の勤務環境改善を継続

的に検討し推進する。

- ・【53-2】ダイバーシティ推進本部と連携し、医療職員の育休復帰支援を実施する。

6 附属学校園に関する目標を達成するための措置

1) 特別支援教育や英語教育の推進等、地域の教育課題に対するモデル的取組の具現化のため、大学や地域教育委員会等との連携体制を強化して取り組み、その成果を研究大会や地域研修会等を通して地域に還元するとともに、大学・学部の教員養成カリキュラムの充実に資する。【54】

- ・【54】前年度に策定した課題解決のためのモデル的取組の方針に基づき、「小中一貫教育を見通した『小中連携プログラム』」を立ち上げ、その具体化に向けた計画を策定する。また、それに関連して、平成30年度より実施予定の一学級定数削減に向けて準備を進める。

2) これからの教員に求められる資質・能力を育成するため、大学と連携し、アクティブラーニングやICT等を活用した質の高い教育実習を実施する。【55】

- ・【55】学習指導要領の改訂を踏まえ、アクティブラーニングやICT等を有効に活用できる教育実習プログラムを整備し、学部改組後に入学した学生に対する教育実習計画を策定する。

3) 附属5校園の組織的連携・協働及び大学との連携による教育・研究を推進するとともに、多様な子どもへの合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育システムの推進に取り組む。【56】

- ・【56-1】前年度に策定した「教育連携や共同研究に関する基本方針」に基づき、大学と附属学校園間の教育・研究連携の整備状況及び取組状況を検証し、その成果と課題を取り纏める。
- ・【56-2】学びのダイバーシティーサポートチームの支援対象となる幼児児童生徒と共に個別の年間計画を作成し、当事者主体の特別支援教育・インクルーシブ教育システム構築の実践を行う。

4) SGHの指定校である附属高校を中心として、大学及び海外の教育機関との連携協力を行い、国際理解教育や外国語教育を充実させる。【57】

- ・【57】附属高校において、英語教育の充実を図るため、英語の4技能を確実に習得させるプログラムの研究・実践を行う。また、アジア・アメリカ・オセアニア圏との国際交流協定校の拡大を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学長がリーダーシップをより発揮し機動的な大学運営を推進するため、教員ポイント制の導入により人的資源の再配分を行うとともに、IR機能等の組織の在り方を見直し、学長の補佐体制を強化する。【58】

- ・【58-1】学長の補佐体制を強化するため、前年度に検討したIR機能の整備強化を進める。
- ・【58-2】学長のリーダーシップを発揮し、機動的な大学運営を推進するため、学長裁量ポイントによる教員配置を促進する。

2) 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるために実施している「教員の総合的業績評価」において、実質的な教員評価を実施するため、ティーチング・ポートフォリオを活用する。【59】

- ・【59】ティーチング・ポートフォリオを全学的に導入している他大学の事例を収集し、教員総合的業績評価におけるティーチング・ポートフォリオの活用方法の検討を開始する。

3) 教員の流動性を高め、かつ優秀な人材の確保に繋げるため、評価結果をより処遇に反映可能な評価制度への改善を通じて、人事・給与制度の弾力化を図り、承継ポストの10%を年俸制に移行するとともに、クロスアポイントメント制度を創設する。【60】

- ・【60】年俸制教員の比率10%を維持するとともに、クロスアポイントメント制度の適用を進める。

4) 女性教職員の能力の活用及び向上を図るため、管理職の10%以上の比率で女性を登用する。【61】

- ・【61】女性職員の管理職を育成するためのセミナー・シンポジウムを実施する。

5) 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、20%以上となるよう促進する。【83】

- ・【83】若手教員の雇用に関する計画に基づき、学長裁量ポイント等を活用して優秀な若手教員を採用する。

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 平成28年度の法文学部の改組及び社会共創学部を設置を受け、平成32年度には、人文社会科学に関する高度で専門的な知識と能力、広範な学際的視野及び適切な問題解決能力を備えた専門職業人の育成を行う専攻や、地域のファシリテーターとして、他領域の専門家と協働し、複眼的なアプローチで地域課題を解決できる能力を有する専門職業人の育成を行う専攻を設置し、人文社会科学系の大学院課程を整備する。【62】

- ・【62】前年度に設置した大学院改革検討ワーキンググループにおいて、地域のニーズや現状分析に基づき、改組する研究科の具体的な組織再編案を策定し、その理念及び教育目標を定める。【5】
【66-2】再掲)

2) 平成28年度の教育学部の改組に伴って、実践型の教員養成機能を一層強化し、地域の教員養成の拠点として、入試制度の改革、実践経験を重視したカリキュラムの強化、小中一貫教育・アクティブラーニング・小学校における英語の教科化等への対応を行う。また、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率を40%以上にするとともに、教員養成に特化することにより、教員就職率について第3期中期目標期間中に80%を達成する。さらに、愛媛県における教員の大量退職が平成40年頃で終了するといった動向を踏まえ、第3期中期目標期間中に教育学部の組織について見直す。(戦略性が高く意欲的な計画)【63】

- ・【63-1】将来計画委員会において、愛媛県の教員退職数の動向を見据えた、教育学部の将来設計に関する検討を開始する。
- ・【63-2】改組に伴い実施した過去2年の入試方法について、入試委員会において点検し、改善を行うとともに、愛媛県教育委員会等との連携の下に設置した「教員育成会議」において、学部新カリキュラムについての意見を集約する。

3) 教育学研究科においては、高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、平成28年度の教育実践高度化専攻(教職大学院)の設置に引き続いて、第3期中期目標期間中に、教科教育専攻及び特別支援教育専攻を教職大学院へ移行させる。第3期中期目標期間中において、移行前の既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者の教員就職率約60%、新設(予定)の教職大学院修了者の教員就職率約80%を確保する。【64】

- ・【64-1】高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、松山市教育研修センターとの連携による教育学研究科の学習推進計画を策定する。
- ・【64-2】平成28年度に設置した教職大学院修了予定者の教員就職率約80%を達成するために、①愛媛県総合教育センターとの共同開催事業である「えひめ教師塾」の拡充により養成と採用の連携深化を図るとともに、②松山市教育研修センターの研修への院生参加拡充によって教職志望をさらに強化し、③教職大学院エクステンション活動において教員採用試験の対策講座を充実させる。

4) 教育学部・教育学研究科において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、附属学校を活用した指導経験も含め、第3期中期目標期間末には30%確保する。【65】

- ・【65】前年度に策定した「現場経験を有する教員の確保に関する申し合わせ」に基づき、学部教員の附属学校での教育への参画を推進する。

5) 平成28年度の農学部・農学研究科の改組に続き、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力等の複合的な力を備えた理工系人材の戦略的育成を推進するため、平成31年度に理学部・工学部・理工学研究科を中心に理工系教育研究組織を再編する。【66】

- ・【66-1】前年度に検討した理学部及び工学部の組織再編案に基づき、その理念及び教育目標に沿ったディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定する。【1】再掲)
- ・【66-2】前年度に設置した大学院改革検討ワーキンググループにおいて、地域のニーズや現状分析に基づき、改組する研究科の具体的な組織再編案を策定し、その理念及び教育目標を定める。【5】
【62】再掲)

(3) 事務系職員の人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

職員の能力開発（SD）を推進するため、企画力・実践力を高める研修プログラムを開発し、実施する。【67】

- ・【67】OJT 指導力や危機管理能力の向上に重点をおいた中堅職員向けの職員研修プログラムを開発し、実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

本学に対する寄附金を第3期中期目標期間末までに累計3億円とするとともに、新たな寄附講座を10件設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）【68】

- ・【68】前年度立ち上げた愛媛大学基金の各取組を継続するとともに、新たな募集プログラムを企画する。また、寄附講座設置に向けた活動を行う。

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

仕様及び契約形態の変更等により、契約事務の改善を行い、管理的経費を抑制する。【69】

- ・【69】契約方法の見直し等により、事務的経費及び光熱水料の節減を行うとともに、不要物品の有効活用を推進するため、不要物品のリサイクル、リユースの実施状況を把握できる体制を整備する。

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学的視点に立った資産（建物・設備）の効果的・効率的な運用・管理を行うとともに、余裕金について安全かつ効果的な資金運用を行う。【70】

- ・【70】資産の有効活用を図るため、廃止予定の職員宿舍跡地について、売却又は改正法人法施行後の利活用を含めた他用途への転用を視野に入れ、今後の利用計画の検討を行う。余裕資金について、引き続き金利情勢を見極め、キャッシュフロー見込みの精度向上により安全かつ効果的な資金運用を行うことにより、資金運用回数を前年度より3%程度向上させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検評価の充実に関する目標を達成するための措置

定期的実施している自己点検・評価業務を継続するとともに、相互連携を更に強化するため自己点検評価室と各部署の自己点検評価組織の体制を見直す。【71】

- ・【71-1】自己点検評価室と各学部・研究科及び各機構との連携強化に向けて、自己点検評価室構成員の見直しを行うとともに、暫定評価及び認証評価等の外部評価に対応する体制を整備する。
- ・【71-2】前年度に策定した「第3期中期目標期間における自己点検・評価方法」に沿った自己点検評価及びフォローアップを着実に実施するとともに、同評価方法の課題等の検証を行う。

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

全構成員が広報活動の担い手となり、情報の共有化（インナーコミュニケーション）を推進するとともに、多様な情報発信機能を活用し、地域・社会に必要な情報を、正確かつわかりやすい形で発信する。【72】

- ・【72-1】インナーコミュニケーションの対象（教職員、学生）の当事者意識を醸成するためのセミナーを開催する。
- ・【72-2】学生を大学広報に関わらせる方策を検討するとともに、昨年度に実施したリニューアル後のウェブサイトの利用状況の分析結果から、地域・社会に必要な情報をより効果的に発信する方法を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) キャンパスマスタープラン（中・長期的整備計画）の再検討を行い、既存建物の改修等の計画を見直し、効率的な施設の維持管理を行う。【73】

- ・【73】施設整備状況により、施設整備計画の見直しを行うとともに、施設を効率的に維持管理するための営繕計画を策定する。

2) 安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、経年劣化した施設・ライフライン（給水配管・ガス配管・電気設備等）について、国の財政措置の状況等を踏まえ、耐震対策・防災機能を強化する。【74】

- ・【74】前年度に策定したライフライン等の年次計画に基づき、ライフライン等の耐震対策・防災機能の強化整備を行う。

3) 地球環境への配慮のため、施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点となる研究室等について、国の財政措置の状況等を踏まえ、施設を整備する。【75】

- ・【75】前年度に作成した省エネ対策の年次計画に基づき、施設・設備の省エネルギー化整備を行うとともに施設整備を行う。

4) 大学の機能強化・活性化を図るため、社会共創学部の設置・既存学部の改組に伴ってスペースの最適化を行うとともに、多様な教育研究への対応と新たな共用スペース確保のため、国の財政措置の状況等を踏まえ、経年使用により老朽化・陳腐化した施設をリノベーションする。【76】

- ・【76】スペースの有効活用に関する計画を策定するため現状の使用状況を検証するとともに、財政措置の状況等を踏まえ、老朽化・陳腐化した施設のリノベーションを行う。

(2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

1) 安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るため、安全衛生・環境に関連する講習等を年間4回以上実施するとともに、全職員の衛生管理者等の有資格者率を5%以上に維持し、各部局等の事務組織の有資格者を1人以上とする。【77】

- ・【77】各事務組織に有資格者を配置できるよう、安全衛生管理等の有資格者率を向上させるとともに、安全衛生教育の推進・キャンパス無煙化対策の推進等を重点的に行い安全衛生管理体制の強化を図る。また、省エネ管理員等の増強、省エネ講演会の実施、ISOに準拠した体制整備の検討等を通じ環境管理体制の強化を図る。

2) 各リスクへの対応手順を示した危機管理マニュアルを毎年度見直し、内容を充実させる。【78】

- ・【78】海外渡航中の学生の安全管理を向上させるため、「海外渡航安全管理キット」を見直すとともに、海外留学に係る危機管理セミナーを開催する。（【38-2】再掲）

(3) 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

1) 研究活動における不正行為を事前に防止するため、各学部等に部局責任者を配置するなど、組織の管理体制を強化するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図るため、学問分野に応じたe-Learning教材等の研究倫理教育教材の開発を行い、研究倫理教育等を更に充実する。【79】

- ・【79】研究倫理教育等を継続実施するほか、新たに研究者等に求められる倫理規範の理解度テストをe-Learningにより実施するとともに、各部局等における研究倫理教育の受講状況及び理解度を把握する。

2) 研究費等の不正使用を未然に防止するため、平成31年度までに研究者等の指導・相談を行う指導員を整備するなど、組織の管理責任を強化し、不正使用防止体制を整備するとともに、構成員の意識の向上を図るため、平成29年度までに職域や雇用形態に応じた教育教材の開発や、e-Learningを活用して教育を実施する仕組みの構築を行うなど、コンプライアンス教育等を更に充実させる。【80】

- ・【80】前年度整備したe-Learningコンテンツ等の利用状況や利用者からの意見を基にコンテンツ内容の見直しを行う。

3) 「愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、公正な教育・研究・就業環境の整備を図り、人権侵害の防止に関する取組を推進する。【81】

- ・【81】障がいや理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関するアンケートを実施・分析する。

(4) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

学術情報基盤の安定的な運用に向け、機密性・完全性・可用性を維持する管理運用体制を強化するとともに、e-Learningを活用した構成員への情報倫理教育を行うなど、情報セキュリティ教育等を更に充実させる。【82】

- 【82-1】全構成員を対象とした情報セキュリティセミナーを実施する。また、情報倫理教育を実施し、受講率及び得点の把握により受講を促す仕組みについて検討するとともに、確認テストの問題の見直しを実施する。
- 【82-2】学外公開サーバに対して、新たな脆弱性に対応した脆弱性検査を実施する。また、標的型メール攻撃対策装置及び振舞検知型不正通信対策装置を含めた次期情報基盤システムの構成について検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3,110,549 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
 - ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(城北) ライフライン再生(給水設備等)	総額 1,203	施設整備費補助金 (208)
・(持田) ライフライン再生(排水設備等)		長期借入金 (376)
・(樽味) ライフライン再生(給水設備等)		運営費交付金 (580)
・病院特別医療機械設備		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (39)
・(城北) 講堂耐震改修		
・(医病) 基幹・環境整備(空調和設備更新等)		
・医学部看護学科校舎空調設備等改修工事		
・附属中学校部室新営工事		
・共通講義棟A改修工事		
・画像診断高度化プロジェクト		
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

(1) 教員人事

教員ポイント制や年俸制を活用して、弾力的な教員人事を行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

(2) 事務系職員

「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

また、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 2,022人

また、任期付職員数の見込みを387人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 20,631百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 29 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,246
施設整備費補助金	208
補助金等収入	223
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	24,365
授業料, 入学金及び検定料収入	5,240
附属病院収入	18,807
雑収入	318
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,050
引当金取崩	57
長期借入金収入	376
計	41,564
支出	
業務費	35,964
教育研究経費	16,994
診療経費	18,970
施設整備費	622
補助金等	223
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,050
長期借入金償還金	1,704
計	41,564

[人件費の見積り]

期間中総額 20,631 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち, 当年度当初予算額 12,665 百万円,

前年度よりの繰越額のうち使用見込額 581 百万円

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度当初予算額 2,534 百万円,

前年度よりの繰越額のうち使用見込額 516 百万円

2. 収支計画

平成 29 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	40,801
經常費用	40,801
業務費	36,109
教育研究経費	2,839
診療経費	9,741
受託研究経費等	1,573
役員人件費	208
教員人件費	12,082
職員人件費	9,666
一般管理費	948
財務費用	139
雑損	0
減価償却費	3,604
臨時損失	0
収入の部	41,046
經常収益	41,046
運営費交付金収益	12,070
授業料収益	4,814
入学金収益	667
検定料収益	149
附属病院収益	18,807
受託研究等収益	1,577
補助金等収益	140
寄附金収益	1,046
施設費収益	21
財務収益	8
雑益	593
資産見返運営費交付金等戻入	657
資産見返補助金等戻入	259
資産見返寄附金戻入	236
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	245
目的積立金取崩益	0
総利益	245

3. 資金計画

平成 29 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	46,435
業務活動による支出	36,724
投資活動による支出	2,514
財務活動による支出	2,326
翌年度への繰越金	4,872
資金収入	46,435
業務活動による収入	39,780
運営費交付金による収入	12,665
授業料・入学金及び検定料による収入	5,240
附属病院収入	18,807
受託研究等収入	1,061
補助金等収入	223
寄附金収入	1,190
その他の収入	593
投資活動による収入	255
施設費による収入	247
その他の収入	8
財務活動による収入	376
前年度よりの繰越金	6,025

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

法文学部	人文社会科学（昼間主）	550人
	（夜間主）	180人
	総合政策学科（昼間主）（H28 募集停止）	560人
	（夜間主）（H28 募集停止）	160人
	人文学科（昼間主）（H28 募集停止）	250人
	（夜間主）（H28 募集停止）	140人
教育学部	学校教育教員養成課程	480人
	特別支援教育教員養成課程	80人
	総合人間形成課程（H28 募集停止）	120人
	スポーツ健康科学課程（H28 募集停止）	40人
	芸術文化課程（H28 募集停止）	40人
社会共創学部	産業マネジメント学科	140人
	産業イノベーション学科	50人
	環境デザイン学科	70人
	地域資源マネジメント学科	100人
理学部	数学科	200人
	物理学科	200人
	化学科	208人
	生物学科	172人
	地球科学科	120人
医学部	医学科	676人
	（うち、医師養成に係る分野	676人）
	看護学科	260人
工学部	機械工学科	360人
	電気電子工学科	320人
	環境建設工学科	360人
	機能材料工学科	280人
	応用化学科	360人
	情報工学科	320人
	学科共通（3年次編入）	20人
農学部	食料生産学科	140人
	生命機能学科	90人
	生物環境学科	110人
	生物資源学科（H28 募集停止）	360人
法文学研究科	総合法政策専攻	30人
	（うち、修士課程	30人）
	人文科学専攻	20人
	（うち、修士課程	20人）

教育学研究科	特別支援教育専攻	16人
	(うち、修士課程)	16人
	教科教育専攻	40人
	(うち、修士課程)	40人
	学校臨床心理専攻	18人
	(うち、修士課程)	18人
	教育実践高度化専攻	30人
	(うち、専門職学位課程)	30人
医学系研究科	看護学専攻	32人
	(うち、修士課程)	32人
	医学専攻	120人
	(うち、博士課程)	120人
理工学研究科	生産環境工学専攻	142人
	(うち、修士課程)	124人
	(うち、博士課程)	18人
	物質生命工学専攻	137人
	(うち、修士課程)	122人
	(うち、博士課程)	15人
	電子情報工学専攻	130人
	(うち、修士課程)	118人
	(うち、博士課程)	12人
	数理物質科学専攻	92人
(うち、修士課程)	80人	
(うち、博士課程)	12人	
環境機能科学専攻	68人	
(うち、修士課程)	56人	
(うち、博士課程)	12人	
農学研究科	食料生産学専攻	52人
	(うち、修士課程)	52人
	生命機能学専攻	46人
	(うち、修士課程)	46人
生物環境学専攻	46人	
(うち、修士課程)	46人	
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	27人
	(うち、博士課程)	27人
	生物資源利用学専攻	12人
	(うち、博士課程)	12人
生物環境保全学専攻	12人	
(うち、博士課程)	12人	

教育学部附属小学校	576 人 学級数 18 クラス
教育学部附属中学校	480 人 学級数 12 クラス
教育学部附属特別支援学校	60 人 学級数 9 クラス
教育学部附属幼稚園	144 人 学級数 6 クラス
愛媛大学附属高等学校	360 人 学級数 9 クラス

年度計画（収支計画）における損益の不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院資産の減価償却費見込額、附属病院収入による資産計上見込額、借入金の元金償還見込額等に係る損益差額の発生によるものである。

詳細については下表のとおりである。

（単位：百万円）

損益差額事項	損益差額
附属病院資産の減価償却費見込額	△1,538
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△311
リース資産の減価償却見込額	△602
附属病院収入による資産計上見込額	506
受託間接経費収入による資産計上見込額	4
リース債務の支払元本	609
借入金の元金償還見込額	1,578
計	245